

[裁判所トップページ](#) ＞ 裁判例情報


判例検索システム＞検索結果詳細画面

[統合検索](#)[最高裁判所
判例集](#)[高等裁判所
判例集](#)[下級裁判所
判例集](#)[行政事件
裁判例集](#)[労働事件
裁判例集](#)[知的財産
裁判例集](#)

最高裁判例

事件番号	昭和24(才)274
事件名	家屋明渡請求
裁判年月日	昭和27年12月25日
法廷名	最高裁判所第一小法廷
裁判種別	判決
結果	棄却
判例集等巻・号・頁	民集 第6巻12号1263頁

原審裁判所名	大阪高等裁判所
原審事件番号	
原審裁判年月日	昭和24年09月15日

判示事項	賃貸人が移転先を提供しても解約申入に正当事由が認められない一事例
裁判要旨	賃貸人が現在家屋を賃借人に提供して入り替わりを求めた場合でも、後記事情(原判決理由参照)があるときは、賃貸人のなした解約申入には正当の事由がない。
参照法条	借家法1条ノ2
全文	 全文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

借家法第一条ノ二にいわゆる自ら使用することの必要性は今日の社会情勢の下においては、単に個人的、主観的な見地から観察するだけではならず、社会的、客観的な立場から諸般の事情を考慮総合して考察することを要することは、すでに当裁判所の判例とするところであるから（昭和二四年（オ）第九六号同二五年七月二〇日第一小法廷判決、判例集四巻六号二二八頁第二小法廷判決、同四巻二号三〇頁第三小法廷判決参照）、 原判決が**当事者双方の利害関係を比較して判断の根拠としたのは何等違法でない。**又原判決が適法な証拠に基いて認定した判示諸事実から、本件解約の申入に正当の事由がないと判断した原判示は相当であるから、原判決には同条の解釈適用を誤つた違法はない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 真 野 毅

裁判官 斎 藤 悠 輔

裁判官 岩 松 三 郎